第十三条を第十四条とする。
第十二条中第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、第四号の次に次の二号を加える。
五　地方環境事務所の組織及び運営一般に関すること。
六　地方における環境省の所掌事務に関する調査、資料の収集及び整理に関すること。
第十二条を第十三条とする。
第十一条第一項中「四課」を「三課」に、「会計課　政策評価広報課」を「会計課」に改め、同条を第十二条とする。
第十条第一項中「四人」を「三人」に改め、第二章第二節中同条を第十一条とする。
第九条の見出しを「（サイバーセキュリティ・情報化審議官及び審議官）」に改め、同条第一項中「大臣官房に」の下に「サイバーセキュリティ・情報化審議官及び」を加え、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。
2　サイバーセキュリティ・情報化審議官は、命を受けて、環境省の所掌事務に関するサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。）の確保並びに情報システムの整備及び管理並びにこれらと併せて行われる事務の運営の改善及び効率化に関する企画及び立案に関する事務並びに関係事務を総括整理する。
第九条を第十条とし、第八条を第九条とする。
第二章第一節中第七条の二を第八条とする。
第十六条第四号中「第十七条第四号」を「次条第四号」に改める。
第十九条第二項中「企画課」を「環境保健企画管理課」に改める。
第二十四条（見出しを含む。）中「企画課」を「環境保健企画管理課」に改める。
第三十七条中「四課」を「五課」に、「国立公園課」を「国立公園課　自然環境整備課」に改める。
第三十八条中第四号及び第五号を削り、第六号を第四号とし、第七号を第五号とし、第八号を削り、第九号を第六号とする。
第三十九条第四号中「総務課」を「自然環境整備課」に改め、同条第五号中「総務課及び国立公園課」を「国立公園課及び自然環境整備課」に改める。
第四十条第一号中「総務課」を「自然環境整備課」に改め、「及び温泉」を削る。
第四十四条第二項中「前項の」を「同項の」に改め、同条を第四十八条とする。
第四章中第四十三条を第四十七条とする。
第三章中第四十二条の三を第四十六条とし、第四十二条の二を第四十五条とし、第四十二条を第四十四条とする。
第二章第三節第六款中第四十一条の二を第四十三条とする。
第二章第三節第五款中第四十一条を第四十二条とし、第四十条の次に次の一条を加える。
（自然環境整備課の所掌事務）
第四十一条　自然環境整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　国立公園に関する公園事業その他の自然環境局の所掌に属する事業に係る施設の整備に関する助成及び指導並びに当該施設の工事の実施に関すること。
二　温泉の保護及び整備並びに温泉に関する事業の振興に関すること。
三　自然環境局の所掌事務に関する技術の開発及び普及に関する事務の総括に関すること。
附則第三項及び第四項中「第九条第一項」を「第十条第一項」に改める。
附則第五項中「第十条第一項」を「第十一条第一項」に改める。
附則第六項中「第十条第一項」を「第十一条第一項」に、「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。
附則第七項中「第十条第一項」を「第十一条第一項」に改める。
附則第九項中「第四十一条の二第一項」を「第四十三条第一項」に改める。

附　則

（施行期日）
1　この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。
（臨時水俣病認定審査会令の一部改正）
2　臨時水俣病認定審査会令（平成十二年政令第三百二号）の一部を次のように改正する。
第六条中「企画課」を「環境保健企画管理課」に改める。

環境大臣　大塚　珠代
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

原子力規制委員会組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年三月三十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第百二十三号

原子力規制委員会組織令の一部を改正する政令

内閣は、原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）第二十七条第六項において準用する国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第二十一条第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

原子力規制委員会組織令（平成二十四年政令第二百三十号）の一部を次のように改正する。

第五条中「六人」を「七人」に改める。

附　則

この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

環境大臣　大塚　珠代
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

防衛省組織令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年三月三十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第百二十四号

防衛省組織令等の一部を改正する政令

内閣は、自衛隊法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第百号）の一部の施行に伴い、並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第四項及び第五項並びに第二十一条第四項、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十条の二第一項第六号、防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第十一条の三第一項、同法第十四条第二項において準用する一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第十三条第二項並びに防衛省の職員の給与等に関する法律第十六条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。